

広島県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成二十年二月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
白砂玖島線	廿日市玖島字三次山二九〇番五地先から 廿日市玖島字上大町二六三〇番二地先まで	平成二〇年一月二二日